

富士山総合環境保全対策基本方針

概要版



私たちの誇る富士山の自然と恵みを次代に継承するために

平成10年3月

山梨県

第1章 方針の位置づけ

方針策定の趣旨

日本のシンボル富士山を世界に誇る山として守り、育て、豊かな恵みを次の世代も享受できるよう、新たな時代を展望した富士山の環境保全の取り組みを展開します。

方針の性格

県が取り組む富士山の環境保全施策の方向性を示すものであり、地元関係市町村などとの連携・協調した展開により、効果的・一体的な推進を図るものです。

また、県民や事業者、さらに富士山に関心を持つ全国の人々に対して、保全活動への積極的な参加を求めるものであり、国に対しては要望的な性格を有するものです。

方針の対象地域

自然特性や社会経済的なつながり等を勘案し、富士山及び富士五湖を含む周辺地域を基本とし、日本のシンボルとしての意味、景観や水の利用などの広範な課題へのアプローチもことから、広い範囲を対象とした全県的、全国的な視野も含むものです。



富士山総合環境保全対策基本方針の概要

第2章 基本的な考え方

富士山の価値

富士山は、広大で多種多様な自然、雄大で秀麗な姿など様々な魅力を持つとともに、地域住民の生活や社会経済活動の場、観光・レジャーの場として、人との関わりは広範囲に及んでいます。

基本方針の策定に当たって、富士山のもたらす恵みや素晴らしさを価値として捉え、豊かな自然、美しい景観、時代を超えて人々の精神的な豊かさを育む歴史・文化、地域社会の振興や発展を支える社会経済の4つの観点から、富士山の本質を考え、多面的な価値を守り、高める環境保全の推進を図ります。



自然的価値

- ・青木ヶ原の原生林、植物の垂直分布、特異な火山性地形、豊富な地下水など広大な地域に凝縮する様々な自然



景観的価値

- ・裾野の広い美しい円錐形の山容
- ・季節や時間等により変化する感動的な景観



歴史・文化的価値

- ・山岳信仰などの歴史や伝統的文化
- ・絵画や文学などの芸術文化



社会経済的価値

- ・住民生活や観光などの地域社会の振興の基盤
- ・企業立地など経済の活性化、交流や情報発信の優位性



基本理念

自然や景観の特性、歴史・文化上の意義や日本のシンボルとしての意味など富士山の存在を正しく認識し、的確な保全と適正な利用を図る中で、富士山の多面的な価値を守り、高め、世界に誇れる素晴らしい山としていくため、次の基本理念のもとに、富士山と人との望ましい関係の構築を目指します。

- (1) 様々な角度から取り組みを展開する総合的な環境保全
- (2) 富士山の恵みを生かしながら環境保全と調和した豊かな地域づくり
- (3) 豊かな恵みをもつ富士山の望ましい姿での後世への継承

第3章 取り組み方針

富士山の持つ4つの価値について、環境保全の基本的な考え方及び取り組みの方針を示します。

豊かな自然環境の保全

この地域の広大性、標高差などによる自然特性に着目し、富士山五合目から山頂、五合目から富士五湖までの山麓、富士五湖とその周辺の3地域に区分します。



富士山五合目から山頂

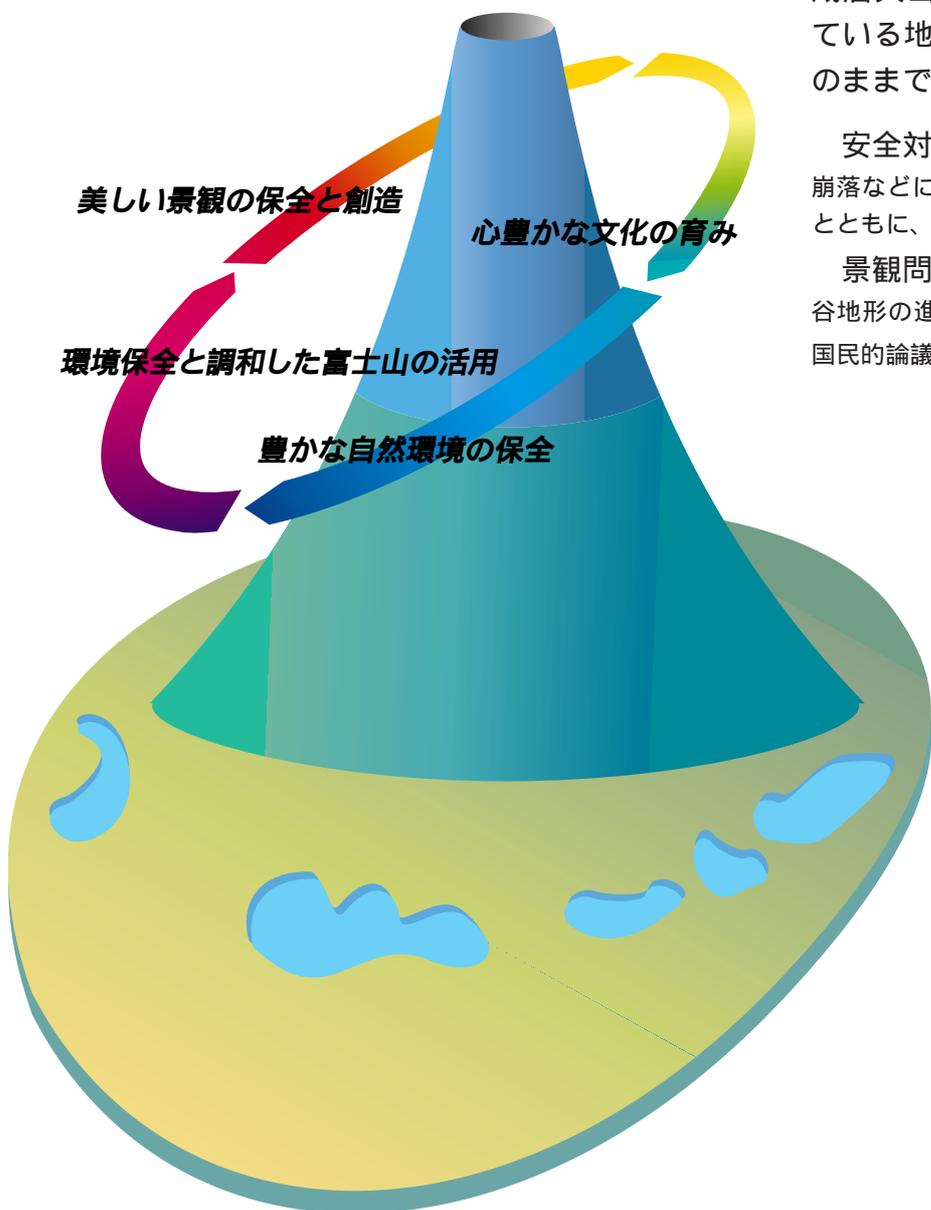
成層火山としての核心的な火山景観を表している地域であり、安全対策などを除き自然のままでの保全が必要です。

安全対策の推進

崩落などによる災害を防止するための安全対策の推進とともに、崩落防止の効果的な方法の研究も必要です。

景観問題への対処

谷地形の進行による山体の景観問題への対処につて、国民的論議及びその合意形成が不可欠です。



富士山五合目から 富士五湖に至る山麓

自然の豊かさを生み出している地域であり、多様な野生生物の生息、水源かん養、美しい自然景観などの公益的機能を高度に発揮できる豊かな森づくりが必要です。

動植物等の保護

青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や貴重な植物種や植物群落の保護に努めます。

貴重な地形・地質を保全する土地利用、動植物の生息環境に配慮した施設の構造や施工に努めます。

活力ある森林の整備

機能の維持向上を図る適正な森林の管理を推進するとともに、広葉樹林及び針・広混交林の育成に努めます。富士山地域と周辺山域の森林地帯を植林などで結び、野生生物の広域的な生息環境の向上を図ります。また、基本姿勢のもとに演習場から除外された区域について、豊かな森林を生かした利用を図ります。

啓発・監視・調査・研究の推進

動植物の不法採取、ゴミの不法投棄、オフロード走行などの防止のための啓発・監視活動を推進します。溶岩洞穴、貴重な動植物種の状況など自然特性に関する調査研究を進めます。



富士五湖周辺

富士五湖の水の恵みは、地域住民の生活や産業を支え、神奈川県民の飲料水となるなど多様な機能を果たしており、豊かな水の恵みが活かされるよう美しい湖づくりが必要です。また、市街地や農地など生活の場として活用されている地域であり、身近な自然を大切にしながら、富士山に相応しい美しい地域づくりの推進が必要です。

水質保全の推進

下水道事業などの生活排水対策の推進とともに、湖ごとの特性に応じた水質保全について調査検討します。

美しい水辺空間づくり

なごさや湿地の保全を図りながら、美しい水辺空間の創出に努めます。

地下水の保全

水質調査、水循環メカニズムの研究、水収支の把握に努め、地下水の保全と適切な利用を促進します。





美しい景観の保全と創造

富士山の美しい景観は、日本の代表的景観であるとともに、生活、産業、文化など様々な面で地域の振興に欠くことのできないものであり、山体の景観保全はもとより、自然と調和した地域らしさを表すような景観づくりが必要です。

富士山の眺望景観の保全

美しい姿を眺望できるビューポイントを整備するとともに、富士山の眺望景観に配慮した森林の管理を推進します。

建築物等の形状、色彩を周囲の自然や景観に調和したものとするとともに、森林地帯の樹木の高さにも配慮するなど、富士山の眺望景観の保全に努めます。

地域の景観づくり

富士山の景観を生かし、自然と調和した地域の街並みづくりや広告物・案内板の整備に努めます。

心豊かな文化の育み

富士山の歴史・文化遺産を保護・継承するとともに、芸術など様々な分野で富士山文化の形成に努めていくことが必要です。

歴史・文化遺産の保護、継承

伝統芸能や文化財等の文化遺産を保護・育成し、継承活動を支援するとともに、吉田口登山道など富士山の歴史・文化遺産の発掘整備に努めます。

富士山文化の形成

富士山に関する研究、芸術、富士山を舞台にした交流などの活動を促進し、豊かな富士山文化が形成されるよう努めます。



環境保全と調和した富士山の活用

富士山を訪れる人々の快適な利用や地域社会の振興、新たな交流の展開と情報発信の推進の観点から、富士山を活用した富士山と人との共生が求められます。



環境に配慮した地域の振興

豊かな自然、美しい景観など良好な環境がベースになって地域振興が図られることを認識した上で、産業、文化、教育など様々な分野で、潤いのある豊かな地域づくりを目指した富士山の活用が必要です。

計画的な土地利用の推進

各種法令などとの整合性を図り、的確な保全と適正な利用を目指す計画的な土地利用とともに、自然環境や社会環境などの地域特性を踏まえた土地利用に努めます。

特性を生かした地域の整備

富士山をモチーフにした美術館・博物館などの文化施設を生かし、文化の香り高い地域づくりの推進を図ります。

山麓に広がる豊かな自然環境、美しい景観などの特色を生かし、地域の社会経済の発展を支える産業の振興、研究・情報機関などの整備に努めます。

温泉などの地域資源を活用した滞在型の観光利用や国際観光の推進を図るとともに、富士山の景観に配慮した質の高いリゾート空間の創出を目指します。

環境にやさしい観光の推進

夏季、休日に集中する登山の分散に努めるとともに、トイレなど環境に配慮した受入体制を検討・整備するなど、多くの人に親しまれる富士登山を考えます。

樹海、静かな湖など変化に富んだ自然に触れ合うエコツーリズムの推進を目指します。

富士五湖を周遊する遊歩道の整備など、湖岸の散策や親水利用の推進とともに、それぞれの特色を生かした湖の利用を図ります。

利用マナーの向上

責任を持ったゴミ処理などの登山者・利用者のマナー向上とともに、自然保護の考えを広く普及啓発します。

快適な交通の確保

環境にやさしく快適な富士山観光の推進に向け、自然環境の保全、安全性や効率性など様々な角度から、富士スバルラインを活用した新交通システムの導入を検討します。

交通渋滞の解消、自然環境の保全など富士スバルラインの適正な利用環境を確保するマイカー規制について、引き続き関係者が協調した取り組みを実施します。

情報の発信と交流の推進

富士山のもつシンボル性や影響力を生かして、これからの環境保全をリードし、幅広い環境保全の活動に発展するような情報発信と交流の拡大が必要です。

富士山環境教育の情報発信

子供たちの環境学習や環境活動を推進する富士山環境教育の構築と全国への情報発信を目指します。

新たな交流の展開

自然に触れ合いながら環境保全活動に参加するなどの新たな交流の推進と保全活動の展開を目指します。

機能整備

環境科学研究所や環境庁生物多様性センターを核に、高度な研究・研修の充実とともに、環境教育や交流の拡大などを推進する拠点機能の整備を図ります。

富士山の自然や景観を生かし、広域的・国際的な交流の拡大や環境情報の発信機能を高めていきます。

第4章 基本方針の推進

大きな自然をもつ富士山の環境保全や豊かな恵みの形成には、長い時間と不断の努力が必要なことから、将来を見据えた長期的な取り組みと多くの人々との連携・協調した取り組みが必要です。



役割分担

県民

動植物の保護、文化遺産の保存継承など身近な環境保全に努めるとともに、美しい景観を守り育てる活動に、地域ぐるみで参画するなど積極的な参加が必要です。

事業者

事業活動が富士山の環境にどのような影響を与えるか評価し、環境への負荷を軽減する取り組みに努めるとともに、建物や看板などの景観への配慮が必要です。

利用者

ゴミの持ち帰りや動植物の保護などの利用マナーをもって、富士山の自然や文化に積極的に親しむことが必要です。

行政

富士山の現状を的確に把握した上で、確実な施策を実施するとともに、啓発活動や環境教育を推進し、住民事業者及び利用者の理解を深めていきます。富士山に関する調査研究、情報の収集と提供、普及啓発などに努めるとともに、様々な環境保全への取り組みを指導、支援していきます。

取り組みの展開

県内体制の整備

富士山環境保全専門部会（「環境首都・山梨づくり推進本部」の部会）や県・市町村連絡会議を設置するなど、総合的かつ計画的な富士山環境保全の取り組みを推進します。

また、住民、企業、行政などの様々な主体が関わる富士山環境保全のパートナーシップの強化・推進を図ります。

県外関係機関との連携

美化推進活動、調査研究活動、国民運動の展開など静岡県との連携した幅広い取り組みを推進するとともに、財政的支援や技術的指導を求めた中での国と協調した取り組みが必要です。

国民運動の展開

富士山の環境保全運動の国民的な展開を目指し、基本的な精神、目指すべき富士山の将来像やその実現のための行動規範などを示し、運動の原点となる「富士山憲章」を山梨・静岡両県で制定します。

この国民運動は、様々な分野の自主的な活動、あるいは官民協力した取り組みなど富士山を愛する全国の人々の思いを結集した運動として展開することとし、これらの活動を総称した「富士山1億人委員会運動」として推進していきます。

また、ボランティア活動及びそのネットワーク化の支援などとともに、調査研究、普及啓発など富士山の環境保全活動の中核的組織となる財団の整備を検討します。



基本方針の見直し

基本方針は、富士山及び富士山を取り巻く情勢の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。